

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課	
不利益処分名	商工会の設立認可の取消し等	
根 拠 法 令	商工会法	
根 拠 条 項	第51条第1項、第2項又は第4項	
連 絡 先	(電話 621 - 5225)	
処 分 基 準	<p>(警告等)</p> <p>第51条 経済産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) 業務の一部の停止</p> <p>(2) 設立の認可の取消し</p> <p>2 経済産業大臣は、商工会が第23条第2項第2号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>3 経済産業大臣は、市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会について、商工業の状況に照らして、それをそのまま存置することが不適當であると認めるときは、その商工会に対して、第7条第1項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、第1項又は第2項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第3項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。</p>	
	参 考 事 項	商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務。 徳島県の事務処理の特例に関する条例第2条第2項の規定による事務の権限委譲。
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)